

週刊WEB

企業経営

マガジン

2016
473
4/12

ネット
ジャーナル

Weeklyエコノミスト・レター 2016年4月8日号

マイナス金利政策は、なぜこれほど評判が悪いのか？

～金融市場の動き(4月号)

経済・金融フラッシュ 2016年4月4日号

【3月米雇用統計】

失業率は悪化したものの、労働参加率が改善しており
問題なし。労働市場の回復継続を確認

経営
TOPICS

統計調査資料

景気動向指数 平成28年2月分(速報)

経営情報
レポート

支援策の活用でビジネスチャンスを掴む！
中小企業支援策の活用ポイント

経営
データ
ベース

ジャンル:その他経営関連 サブジャンル:保険活用

生命保険を使った節税対策
生命保険で行う納税資金対策

本誌掲載記事の無断転載を禁じます。

発行:税理士法人 クリエイト

マイナス金利政策は、なぜこれほど 評判が悪いのか？ ～金融市場の動き（4月号）

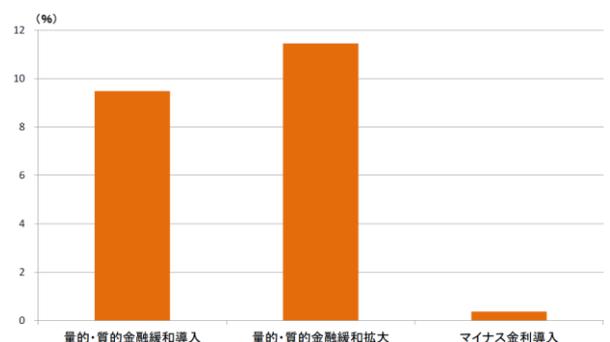
要旨

1 **（政策）** 日銀のマイナス金利政策に対する市場や世論の評判は芳しくない。その理由を考えてみると、まずは「副作用への警戒感が強い」ことが挙げられる。そして、その発端は市場金利の動きにある。マイナス金利政策は、従来の緩和策以上に金利を押し下げ、10年国債利回りまでもマイナス圏に沈んだ。この結果、銀行やその他金融機関等への悪影響が強く意識された。さらに、家計を中心に、銀行収益が悪化することで、将来、銀行預金が（実質的な）マイナス金利になるのではないか？という懸念が強まったうえ、一部家計では「なけなしの利息収入すら無くなった」ことでマインドが悪化したとみられる。そして、2つ目の理由は「わかりにくい」ことだ。仕組みが難しいうえ、前例が限られ歴史も浅いため、影響などの不透明感も強いにもかかわらず、日銀の当初の説明は十分だったとは言い難い。さらに、黒田総裁は直前まで同政策の導入に否定的な見解を繰り返していただけに、突然「効果があるので採用」と言われても、整合性に欠ける。最後となる3つ目の理由は、今回のマイナス金利では、「市場においてプラス効果が顕在化しなかった」ことだ。世界的に先行き不安が高まり、ドル安圧力も強まった時期

であったため、円安・株高を促すのはハードルが高かったわけだが、効果が出なかったがために、副作用に視線が集中してしまった面がある。日銀が今後マイナス金利を拡大するためには、その効果と副作用を検証して「効果が出ていること」、「副作用は限定的であること」を丁寧に説明し、同政策への評価を改善させる必要がある。日銀によるコミュニケーションの重要性はいつになく高まっている。

2 **（市場の動きと予想）** 3月のドル円は小動き、ユーロドルは大きく上昇、長期金利はほぼ横ばいとなった。当面、米利上げ観測が盛り上がりにくいため、為替では少なくともドルの上値が重く、ドル安リスクの高い状況が続きそうだ。長期金利は一進一退と予想。

黒田緩和後の日経平均株価
（2ヵ月間の騰落率）



（注）それぞれ、緩和決定前日と緩和2ヵ月後を比べた場合の騰落率
（資料）Datastream

【3月米雇用統計】

失業率は悪化したものの、労働参加率が改善しており問題なし。労働市場の回復継続を確認

要旨

1 結果の概要:失業率は悪化も、雇用者数は予想を上回る

4月1日、米国労働省（BLS）は3月の雇用統計を公表した。非農業部門雇用者数は前月対比で+21.5万人の増加（前月改定値：+24.5万人）と、前月から伸びは鈍化したものの、市場予想の+20.5万人（Bloomberg集計の中央値、以下同様）を上回った。

失業率は5.0%（前月：4.9%、市場予想：4.9%）と、こちらは前月、市場予想に比べて悪化した。一方、労働参加率は63.0%（前月：62.9%、市場予想：62.9%）と、こちらは、前月および市場予想を上回った。

2 結果の評価:失業率は小幅悪化も、一般的に労働市場の着実な回復を確認する内容

3月の雇用者数は、2カ月連続で20万超の増加となったほか、16年1-3月期の月間平均増加数でも20.7万人と、冴えなかった1月を含めても20万人超の好調なペースで増加していることが確認された。

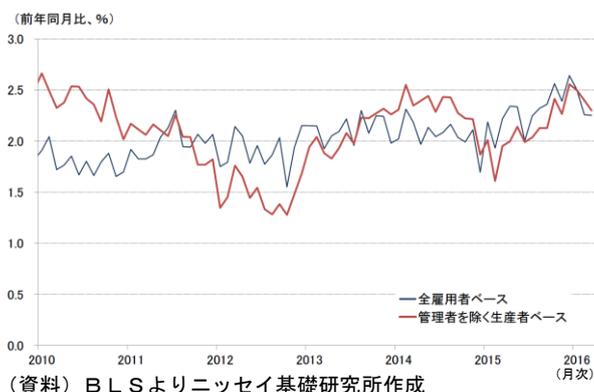
一方、失業率は前月から小幅悪化したものの、労働参加率が4カ月連続で上昇していることから、職探しを諦めた人が

職探しを再開した結果であり、労働市場の回復鈍化を意味しない。寧ろ、これまでのレポートで指摘してきたように、労働市場が本格回復するためには労働参加率の改善が不可欠で、その過程では一時的に失業率が悪化する可能性がある。3月の結果はまさにその予想に沿った動きと考えている。

さらに、2月に予想外に悪化した時間当たり賃金（全雇用者ベース）も、3月は前月比+0.3%（前月：▲0.1%）と、プラスに転じたほか、市場予想（同+0.2%）も上回った。また、前年同月比でも+2.3%（前月：+2.3%）と昨年みられた2%近辺からは水準が上方シフトしたことが伺われる。

このようにみると、3月の結果は、労働市場の本格的な回復が持続していることを確認する内容だったと言える。

時間当たり賃金の伸び率



景気動向指数

平成28年2月分(速報)

1 概要

1 2月のC I（速報値・平成22(2010)年=100）は、先行指数：99.8、一致指数：110.3、遅行指数：114.8となった^(注)

先行指数は、前月と比較して2.0ポイント下降し、2か月ぶりの下降となった。3か月後方移動平均は0.90ポイント下降し、8か月連続の下降となった。7か月後方移動平均は0.79ポイント下降し、7か月連続の下降となった。

一致指数は、前月と比較して3.2ポイント下降し、2か月ぶりの下降となった。3か月後方移動平均は0.53ポイント下降し、2か月ぶりの下降となった。7か月後方移動平均は0.37ポイント下降し、2か月ぶりの下降となった。

遅行指数は、前月と比較して横ばいとなった。3か月後方移動平均は0.20ポイント下降し、2か月連続の下降となった。7か月後方移動平均は0.13ポイント下降し、4か月連続の下降となった。

2 一致指数の基調判断

景気動向指数（C I一致指数）は、足踏みを示している。

3 一致指数の前月差に対する個別系列の寄与度は以下の通り

寄与度がプラスの系列	寄与度	寄与度がマイナスの系列	寄与度
C7：商業販売額(卸売業)(前年同月比)	0.10	C5：投資財出荷指数(除輸送機械)	-0.94
C6：商業販売額(小売業)(前年同月比)	0.08	C2：鉱工業用生産財出荷指数	-0.76
		C1：生産指数(鉱工業)	-0.74
		C3：耐久消費財出荷指数	-0.72
		C10：有効求人倍率(除学卒)	-0.16
		C9：中小企業出荷指数(製造業)	-0.10
C8：営業利益(全産業)	0.06		
C4：所定外労働時間指数(調査産業計)	0.01		

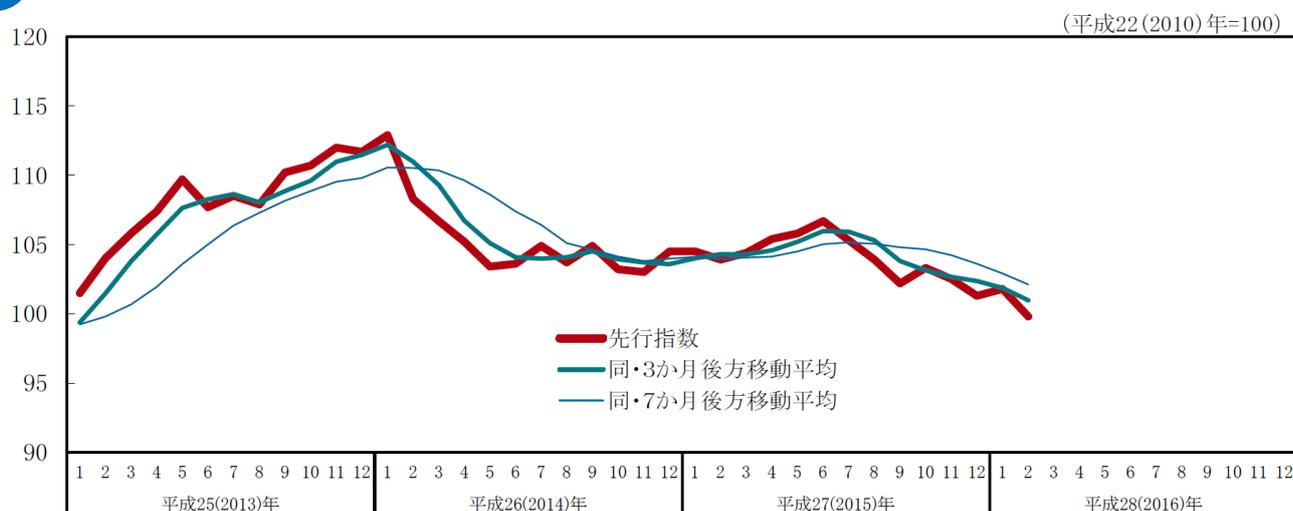
「C4 所定外労働時間指数(調査産業計)」「C8 営業利益(全産業)」は現時点では算出に含まれていないため、トレンド成分を通じた寄与のみとなる。なお、各個別系列のウェイトは均等である。

(注) 公表日の3営業日前(平成28(2016)年4月1日(金))までに公表された値を用いて算出した。

2 速報資料

1 CI先行指数の動向

1 先行指数の推移



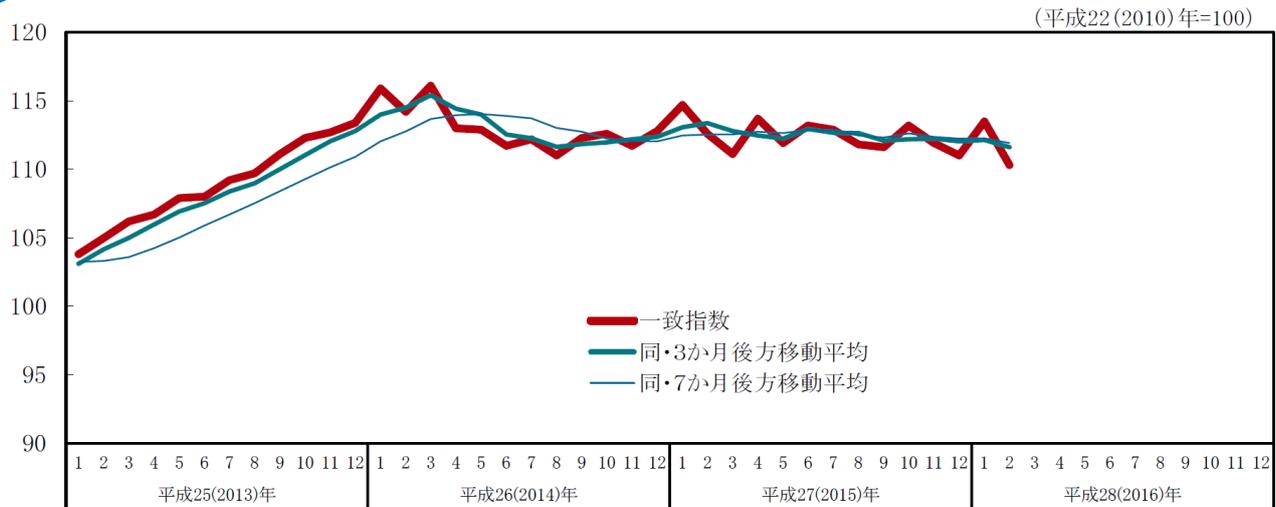
2 先行指数採用系列の寄与度

		平成27(2015)年				平成28(2016)年	
		9月	10月	11月	12月	1月	2月
CI先行指数		102.2	103.3	102.5	101.3	101.8	99.8
	前月差(ポイント)	-1.7	1.1	-0.8	-1.2	0.5	-2.0
L1 最終需要財在庫率指数	前月差	-2.9	-4.5	5.5	-1.2	-2.9	-1.6
	寄与度(逆サイクル)	0.30	0.44	-0.54	0.11	0.30	0.18
L2 鉱工業用生産財在庫率指数	前月差	-3.7	-2.9	1.4	2.1	-1.5	3.9
	寄与度(逆サイクル)	0.47	0.39	-0.16	-0.24	0.24	-0.58
L3 新規求人数(除学卒)	前月比伸び率(%)	-1.4	3.3	0.6	0.9	-1.0	1.7
	寄与度	-0.24	0.32	0.00	0.03	-0.21	0.16
L4 実質機械受注(製造業)	前月比伸び率(%)	-3.3	6.3	-6.9	-2.7	41.5	
	寄与度	-0.11	0.19	-0.23	-0.09	0.75	
L5 新設住宅着工床面積	前月比伸び率(%)	-2.2	-3.8	3.0	-3.9	1.5	10.7
	寄与度	-0.14	-0.24	0.17	-0.24	0.10	0.64
L6 消費者態度指数	前月差	-1.3	0.3	0.7	-0.1	0.4	-2.4
	寄与度	-0.51	0.09	0.23	-0.07	0.13	-0.95
L7 日経商品指数(42種総合)	前月比伸び率(%)	-2.0	-0.6	-1.1	-1.5	-3.0	-0.6
	寄与度	-0.44	-0.12	-0.23	-0.29	-0.51	-0.12
L8 マネーストック(M2)(前年同月比)	前月差	-0.4	-0.1	-0.4	-0.2	0.1	-0.1
	寄与度	-0.35	-0.10	-0.35	-0.18	0.08	-0.11
L9 東証株価指数	前月比伸び率(%)	-9.8	3.5	5.1	-2.0	-9.0	-6.2
	寄与度	-0.63	0.14	0.22	-0.16	-0.60	-0.47
L10 投資環境指数(製造業)	前月差	0.02	-0.08	-0.14	-0.11		
	寄与度	0.00	-0.10	-0.17	-0.13		
L11 中小企業売上げ見通しDI	前月差	-1.0	0.9	3.1	1.4	1.9	-10.1
	寄与度	-0.09	0.03	0.17	0.06	0.10	-0.76
一致指数トレンド成分							
	寄与度	0.06	0.10	0.04	0.04	0.07	0.02
3か月後方移動平均		103.8	103.1	102.7	102.4	101.9	101.0
	前月差(ポイント)	-1.50	-0.67	-0.46	-0.30	-0.50	-0.90
7か月後方移動平均		104.8	104.7	104.2	103.6	102.9	102.1
	前月差(ポイント)	-0.25	-0.15	-0.42	-0.64	-0.70	-0.79

(注) 逆サイクルとは、指数の上昇、下降が景気の動きと反対になることをいう。「L1 最終需要財在庫率指数」及び「L2 鉱工業用生産財在庫率指数」は逆サイクルとなっており、したがって、指数の前月差がプラスになれば、CI先行指数に対する寄与度のマイナス要因となり、逆に前月差がマイナスになれば、プラス要因になる。

2 CI一致指数の動向

1 一致指数の推移



2 一致指数採用系列の寄与度

		平成27(2015)年				平成28(2016)年	
		9月	10月	11月	12月	1月	2月
CI一致指数		111.6	113.2	111.9	111.0	113.5	110.3
	前月差(ポイント)	-0.2	1.6	-1.3	-0.9	2.5	-3.2
C1 生産指数(鉱工業)	前月比伸び率(%)	1.1	1.4	-0.9	-1.7	3.7	-6.2
	寄与度	0.15	0.19	-0.12	-0.23	0.54	-0.74
C2 鉱工業用生産財出荷指数	前月比伸び率(%)	3.5	1.2	-1.3	-1.8	3.0	-6.5
	寄与度	0.22	0.16	-0.19	-0.26	0.45	-0.76
C3 耐久消費財出荷指数	前月比伸び率(%)	-1.9	6.8	-4.4	0.6	5.2	-8.3
	寄与度	-0.13	0.44	-0.30	0.04	0.37	-0.72
C4 所定外労働時間指数(調査産業計)	前月比伸び率(%)	1.2	-0.7	0.8	-1.5	-1.7	
	寄与度	0.20	-0.12	0.14	-0.26	-0.04	0.01
C5 投資財出荷指数(除輸送機械)	前月比伸び率(%)	1.0	1.9	-1.9	-2.7	6.1	-8.7
	寄与度	0.10	0.18	-0.18	-0.26	0.62	-0.94
C6 商業販売額(小売業)(前年同月比)	前月差	-0.9	1.9	-2.9	0.0	0.9	0.7
	寄与度	-0.09	0.18	-0.28	0.00	0.10	0.08
C7 商業販売額(卸売業)(前年同月比)	前月差	-2.1	1.1	-0.4	-1.7	-2.3	2.2
	寄与度	-0.15	0.07	-0.03	-0.12	-0.10	0.10
C8 営業利益(全産業)	前月比伸び率(%)	-1.7	0.4	0.4	0.4	0.06	0.06
	寄与度	-0.16	0.04	0.04	0.04		
C9 中小企業出荷指数(製造業)	前月比伸び率(%)	-3.0	3.1	-3.1	1.1	2.8	-0.6
	寄与度	-0.34	0.42	-0.44	0.16	0.43	-0.10
C10 有効求人倍率(除学卒)	前月差	0.01	0.01	0.02	0.01	0.01	0.00
	寄与度	-0.01	-0.01	0.11	-0.01	-0.01	-0.16
3か月後方移動平均		112.1	112.2	112.2	112.0	112.1	111.6
	前月差(ポイント)	-0.53	0.10	0.03	-0.20	0.10	-0.53
7か月後方移動平均		112.3	112.6	112.4	112.2	112.3	111.9
	前月差(ポイント)	-0.15	0.30	-0.25	-0.13	0.04	-0.37

(注) CIはトレンド(長期的趨勢)と、トレンド周りの変化を合成し作成されるが、トレンドの計算に当たっては、現時点で未発表の系列(前月比伸び率(%)又は前月差が未記入である系列)についても、過去のデータから算出(60か月から欠落月数を引いた後方移動平均)した長期的傾向(トレンド成分)を使用している。そのため、現時点で未発表の系列にもトレンドによる寄与度を表示している。

支援策の活用でビジネスチャンスをつかむ！ 中小企業支援策の活用ポイント

ポイント

- 1 成長戦略の実現に向けた中小企業の課題
.....
- 2 強化された中小企業支援策
.....
- 3 中小企業が活用できる金融支援と助成制度
.....
- 4 事業拡大のチャンスを活かした具体的事例
.....



■参考文献

- ・『2020年の産業』(野村総合研究所著、東洋経済新報社)
- ・『2025年の巨大市場』(浅野祐一、木村駿共著)
- ・『中小企業ハンズオン支援事例集』(中小機構)

1 成長戦略の実現に向けた中小企業の課題

■ 中小企業・小規模事業者の競争力強化に向けた課題

政府は、中小企業・小規模事業者の成長分野への進出を支援し、2020年までに黒字事業者を70万社から140万社に増やすことを目標に掲げています。

その他にも、新たに1万社の海外展開の実現や、それぞれの地域に有する資源を活用し、それらをブランド化させて競争力を強化させることも目指しています。そして、経営者の高齢化により停滞している経営者交代の新陳代謝を促しています。

このように、中小企業・小規模事業者の競争力強化を図るために、国などからさまざまな支援策が打ち出されています。

◆ 中小企業・小規模事業者の競争力強化に向けた課題

- 地域資源の活用
- ブランド化
- 世代交代、経営者交代の促進
- 国内外への展開促進
- 申請手続きの簡素化
- 申請書類の削減、簡素化

■ 「日本再興戦略」に盛り込まれた中小企業支援策

政府は、デフレマインドを一掃するために大胆な金融政策を行った「第一の矢」、湿った経済を発火させるための機動的な財政政策を行った「第二の矢」を放つと同時に、TPPへの交渉参加、電力システム改革、待機児童解消策などの手を打ってきました。

これらの「第一の矢」、「第二の矢」で作ったデフレ脱却への期待を一時的なものに終わらせないために、「第三の矢」としての成長戦略を打ち出したものが、2014年6月14日に「日本再興戦略」として閣議決定されました。

政府は、この「第三の矢」である成長戦略によって、実質GDPがマイナスとなった日本経済を再び成長に向けて加速させ、新陳代謝を促し、成長分野への投資や人材の移動を促そうとしました。

経済の回復によって、企業の収益改善、従業員の給与アップ、および雇用増大という形で国民に経済回復効果を還元させ、消費増加や新たな投資を誘発するという好循環を作り出し、地域や中小企業・小規模事業者にも波及させることを狙いとしています。

このような日本経済の成長には、中小企業・小規模事業者への支援拡大による活性化が欠かせないとしており、その具体的な支援策は「日本再興戦略」に盛り込まれています。

2 強化された中小企業支援策

■ 中小企業が積極的に活用すべきさまざまな支援策

中小企業を支援するために、国や公的機関によるさまざまな支援策が講じられています。

各支援策が自社で活用可能かどうかをホームページ等で確認し、自社に該当する支援策については、積極的な活用を検討すると良いでしょう。

◆ 中小企業が活用できる支援策

資金面の支援	<ul style="list-style-type: none">・創業融資制度・制度融資・研究開発補助・中小企業育成ファンド・ものづくり基盤技術分野（12分野）への金融支援・中小企業新事業活動促進法に基づく金融支援 など
相談事業	<ul style="list-style-type: none">・専門家派遣事業による経営サポート・よろず支援拠点での経営相談・両立支援アドバイザー派遣事業 など
販路拡大	<ul style="list-style-type: none">・販路拡大コーディネート事業（中小機構）・ビジネスマッチング（中小機構）・行政による民間事業者の積極的活用 など
地域活性化支援	<ul style="list-style-type: none">・地域商業自立促進事業（経済産業省）・市街地活性化支援事業（中小機構） など

■ 販路拡大の支援により中小企業をサポート

中小企業者が事業拡大を図るための販路拡大を望んでいても、そのルートや人脈が乏しい場合には、開拓が思うようにいかないというケースも見られます。

そこで、商工会議所による小規模事業者の全国展開支援や中小機構による各種展示会・商談会の開催、販路拡大へのコーディネートなどの支援策が講じられています。

◆ 販路拡大への支援策

- 特産品開発、観光開発およびその販路拡大（商工会、商工会議所）
- 地場製品の販売展示会や商談会等による販路拡大支援（中小機構）
- 販路拡大コーディネート事業（中小機構）
- 販路拡大サポート支援事業（中小機構）

3 中小企業が活用できる金融支援と助成制度

■ 新創業融資制度を活用で資金調達を可能にする

独立・開業を行った起業家の頭を悩ませるのは資金調達です。民間金融機関からの融資を受けるのに苦労するケースも聞かれます。比較的利用しやすい制度として、新たに事業を始める方や事業を開始して間もない方に無担保・無保証人でも利用可能な日本政策金融公庫の「新創業融資制度」があります。この制度のメリットをまとめると以下のとおりです。

◆ 新創業融資制度のメリット

- 融資姿勢が積極的である
- 最大 3,000 万円（うち運転資金 1,500 万円）まで無担保無保証、連帯保証人不要
- 融資実行までのスピードが速い
- 自己資金の割合が低くても融資が受けられる

◆ 新創業融資制度の利用要件

次の 1～3 のすべての要件に該当する方

1. 創業の要件

新たに事業を始める方、または事業開始後税務申告を 2 期終えていない方

2. 雇用創出、経済活性化、勤務経験または修得技能の要件（次のいずれかに該当する方）

- (1) 雇用の創出を伴う事業を始める方
- (2) 技術やサービス等に工夫を加え多様なニーズに対応する事業を始める方
- (3) 現在お勤めの企業と同じ業種の事業を始める方で、次のいずれかに該当する方
 - (ア) 現在の企業に継続して 6 年以上お勤めの方
 - (イ) 現在の企業と同じ業種に通算して 6 年以上お勤めの方
- (4) 大学等で修得した技能等と密接に関連した職種に継続して 2 年以上お勤めの方で、その職種と密接に関連した業種の事業を始める方
- (5) 産業競争力強化法に規定される認定特定創業支援事業を受けて事業を始める方
- (6) 地域創業促進支援事業による支援を受けて事業を始める方
- (7) 公庫が参加する地域の創業支援ネットワークから支援を受けて事業を始める方
- (8) 民間金融機関と公庫による協調融資を受けて事業を始める方
- (9) 既に事業を始めている場合は、事業開始時に(1)～(8)のいずれかに該当した方

3. 自己資金の要件

事業開始前、または事業開始後で税務申告を終えていない場合は、創業時において創業資金総額の 10 分の 1 以上の自己資金を確認できる方。（ただし、特定の要件を満たす場合は、自己資金要件を満たすものとします）

4 事業拡大のチャンスを活かした具体的事例

■ 中小機構の支援により新事業展開に成功した事例

中小機構では、本部と全国9地域本部において、経営課題を持ち、その解決に取り組むことで成長が見込める中小企業に対して、各分野で豊富な経験と実績を持つ専門家を長期継続的に派遣し、アドバイスを実施する経営支援（ハンズオン）を行っています。

このハンズオン支援では、担当のプロジェクトマネージャーやアドバイザーが当該企業のパートナーとして伴走し、きめ細かな対応を図りながら、継続した支援を行っており、これまでに数多くの支援実績を上げています。経営サポートを希望する中小企業者にとって、心強い存在です。

◆ 新事業を成功させたA社

業種：プラスチック製品製造業 資本金：30百万円
設立：昭和46年 売上：1,414百万円 従業員：35人

A社は、プラスチックペーパー等の土木建築用資材分野では先行企業であり、比較的安定した業績を維持できていましたが、公共投資の減少が続く中、本事業のみでは持続的な成長を期待することは難しく、新たな成長事業の開拓を迫られていました。

そこで、中小機構の担当者とA社によるプロジェクトチームを立ち上げました。このプロジェクトチームにより、品質向上の技術的な課題については、不均一な原料から安定的に高品質を得る製造技術の確立を図ることができました。

同時にプラスチック製品事業者として懸念していたプラスチックの廃棄による環境汚染についても、課題を解決しながら自社のプラスチック成型技術を活かした混合再生プラスチック新事業という新たな再生事業を創出することができました。

このように、A社はハンズオン支援を受けながら、現状把握からテスト、実施、評価、再テストのサイクルを通じて、品質と製造技術を飛躍的に向上させることができました。ハンズオン支援は、自社だけではノウハウや経験が不足している場合において、専門的な経験を有するアドバイザーを得ることにより、技術的な課題を解決できるというメリットがあります。

今回、中小企業・小規模事業者に対する支援策の一部を紹介しました。

今後の自社にとって活用できる支援策については積極的にご活用いただき、自社の成長、発展につなげていただければ幸いです。

経営データベース ①

ジャンル: その他経営関連 > サブジャンル: 保険活用



生命保険を使った節税対策

生命保険を使った節税対策を教えてください。



退職金や弔慰金は節税になるとはいえ多額の資金を必要とします。定年による退職金なら時間をかけて準備することも可能ですが、死亡退職金などはやはり生命保険などで対応するしかありません。ただし生命保険は、加入方法によっては給与扱いになって所得税がかかったり経費にできなかったりしますので、契約形態には注意が必要になってきます。

1. 従業員は中退共が有効である

従業員の退職金については、中小企業でないと加入できない「中小企業退職金共済」(中退共)に加入するのが1つの方法として挙げられます。この制度は、独立行政法人「勤労者退職金共済機構」が運営する共済制度であり、会社は役員を除く全従業員を加入させ、毎月掛け金を納付します。そして従業員が退職する際には、事業団から従業員に直接退職金が支払われます。

2. 掛け金は全額経費

この場合、会社が毎月支払う掛け金は全額、福利厚生費などの経費として処理することができますので、経費処理して節税をしながら計画的に退職金の積立てができるのです。

3. 役員には、経営者保険を

役員については中退共に加入できないので、民間の生命保険を利用するのが1つの方法です。そしてその場合は、右記の点に注意が必要です。保険受取人が会社になっている

【節税・退職金対策になる生命保険の加入方法】

- 保険の種類…定期保険
- 契約者…会社
- 被保険者…各役員
- 保険受取人…会社

のは、その生命保険が「役員個人が負担するべきもの」として扱われてしまうからです。つまり、受取人を役員または遺族とすると保険料が役員の給与とされ、源泉所得税がかかるからです。

会社が受け取った保険金は、退職金、弔慰金として役員、遺族に支給されることとなります。

4. 保険料は経費

保険料は、支払い時に保険料などで経費処理して節税に役立っています。保険金受取り時には、一時的に雑収入等に計上して、役員退職金などと相殺して課税を受けないようにすると都合が良いでしょう。



生命保険で行う納税資金対策

納税資金対策を生命保険で行う方法を教えてください。



1. 生命保険で納税準備をする

納税資金準備には生命保険を使うのが効果的です。人が死亡した場合に突然襲ってくるのが相続税の負担なら、人が死亡したことにより突然現金が入ってくるのが生命保険、という捉え方ができるのです。

2. 保険金額の設定

まずは、入るべき生命保険における保険金額をどう設定するかです。そのためには、万が一相続が発生した場合にどれぐらいの相続税となるのか、そのシミュレーションが必要となります。一般的に相続税の納税資金の一部として生命保険金を使いますが、相続税分の生命保険に加入すれば相続財産を丸々残すことが可能になります。受け取った生命保険金も「みなし相続財産」として相続財産に加えられますから、その分も考慮して保険金額を決定する必要があります。

3. 財産の評価額の上昇や資産の増加を考えた上で保険金額を決定する

財産を丸々残すためにいくら生命保険に加入すればよいかは、将来における財産の評価額の上昇や資産等の増加も考えた上で決定してください。そして、物納や延納、あるいは不動産の売却といった方法を用いてどれぐらいの税額を納付することが適当かを考慮しつつ、生命保険金で納付したい額を決めます。そしてその額を契約する保険金額として設定します。

4. 受取人について

一般的に生命保険の受取人は、社長や会長の妻になっているケースが多いようです。しかし相続税法上では、「配偶者の税額軽減」という規定がありますから、妻にはほとんど相続税の納付が発生しない場合が多くあります。実際に相続の現場で納付に困るのは、その子息です。したがって、相続税の納税資金対策で生命保険に入る場合には、受取人を子息にすることが大事なポイントになります。

5. 保険加入時期について

生命保険というのは、契約時に被保険者の年齢が高くなるにつれて保険料が高くなります。したがって、なるべく早く加入するのが望ましく、若くて健康なうちに終身保険に加入をしておくというのが良いでしょう。